

申告・記帳・決算
新規開業・法人設立
労働保険・一人親方
税金相談・法律相談
《相談は大宮民商へ》

大宮民商 News



大宮民主商工会 〒330-0856 さいたま市大宮区三橋 3-262
TEL:048-623-6731 FAX:048-622-7162 営業時間:9～17時
休み:土日祝 WEB <http://www.ohmiyaminsyo.jp/index.html>
ホームページ



2021 年
(令和 3 年)
6月 7日
第 1109 号

《 予 定 表 》

6/ 9(水)三役会 15:00～
6/15(火)婦人部会 13:00～
6/16(水)監査会 12:00～
6/19(土)全商連 事務局員交流会
6/20(日)集団健康診断(おおみや診療所)
7/ 1(木)理事会 19:00～
7/ 2(金)共済会理事会 18:00～
7/11(日)大宮民商 定期総会(西部文化センター)



労働保険料(第1期)の 納付期限は 6月30日です

※労働保険料は、所定の期限までに納付しないと労働局から督促されます。その督促をうけ、それに指定された期限までにこれを納付しないと、法定期限の翌日からその完納の前日までの日数により計算された延滞金を徴収されます(年 14.6%の率)。

さいたま市 小規模企業者等給付金 の申請期限は 6月30日です

支給要件に該当する事業者は
忘れずに申請しましょう。

※詳細は裏面参照

経産省 月次支援金 開始

中小法人に上限 20 万円 / 月、個人事業に上限 10 万円 / 月が支給される制度。申請要件は一時支援金とほぼ同じ。4 月分 / 5 月分の申請は 6 月中旬以降に開始予定。

※詳細は裏面参照

埼玉県感染防止対策協力金

第 8 期 (4/ 1～4/19) 申請期限は 6 月 10 日まで
第 9 期 (4/20～5/11) 申請期限は 7 月 12 日まで
第 10 期 (5/12～5/31) 申請期限は 7 月 26 日まで
第 11 期 (6/1～6/20) 6 月 21 日から申請開始
必要書類 (詳細は埼玉県 HP で確認してください)

- ① 申請書 (県 HP からダウンロード)
- ② 本人確認書類のコピー (免許証など)
- ③ 通帳のコピー (振込先口座の)
- ④ 店舗の外観全体・店名が分かる写真
- ⑤ 営業に必要な許認可証のコピー
- ⑥ 営業時間短縮・酒類提供時間が分かる書類の写真
- ⑦ 『彩の国「新しい生活様式」安心宣言」を店頭に掲示している写真
- ⑧ 「埼玉県 LINE コロナお知らせシステム」の QR コードを店頭に掲示している写真
- ⑨ 安心宣言飲食店プラスによる認証 (第 9 期以降)
- ⑩ 売上証明 (申告書・売上台帳等) ※最低額申請の場合は不要



集団健康診断のおしらせ 6月20日(日) おおみや診療所

※別日に受診したい人は、下記の日曜検診日を確認の上、おおみや診療所へ直接申し込んでください。

- ・2021 年 07 月 18 日
- ・2021 年 08 月 22 日
- ・2021 年 09 月 12 日

おおみや診療所 電話:048-624-0238

住所:さいたま市指扇 1100-2



経済センサス 活動調査への回答は義務です

『経済センサス 活動調査』という調査書類が各事業所へ発送されています。この調査への回答は「統計法」という法律で義務づけられています (罰則有り)。郵送か Web で必ず回答しましょう。

入荷しました!!

島原手延べそうめん

1kg(20束)入り 1,200円

2kg(40束)入り 2,100円

ゴマそうめん(金ごま・黒ごま)

1kg(18束)入り 1,300円 (税込)



民商青年部オリジナル

プロも使用しています

長ひやむぎ

○ 1 箱 (50 束) …… 3,400 円 (税込)

○ 10 束パック …… 750 円 (税込)



☆班集金・個別集金ともに 15 日集金へのご協力をお願いします。☆相談・来所時は事前に電話予約してください。

〈世相〉「9 条こわすな!」の『オール埼玉総行動』が 5 月 30 日に北浦和公園で開催。コロナで規模縮小の中、およそ 800 人が参加。

さいたま市 小規模企業者等給付金

〔要件〕 新型コロナの影響により今年1~3月のいずれかの月の売上げが、令和2年の1~12月のいずれかの月と比較して減少していること。飲食店向けの協力金・一時支援金をもらわないこと。市税の滞納がないこと等。

〔給付金額〕 1事業者当たり一律10万円 〔申請方法〕 郵送（申請書は市ホームページか区役所窓口で入手）

〔対象者〕 常時使用する従業員数が20人（卸・小売業又はサービス業は5人）以下の事業者で

法人：市内に本社または本店を有する小規模企業者

個人：市内で事業を行い、市内に住民登録のある個人事業主

QRコード



県の時短営業協力金もしくは経産省の一時支援金の支給を受ける事業者は対象外です。

〔必要書類〕 共通：□申請書&添付書類（ダウンロードか窓口で入手） □振込先口座の通帳のコピー

法人：□登記簿謄本（発効3か月以内のもの）か、国税庁の法人番号公表サイトの法人情報

□直近決算期の法人税確定申告書控え（受領印のあるもの）のコピー。e-Taxの場合は受信通知も

□直近決算期の事業概況説明書（両面）のコピー

個人：□本人確認書類（免許証、保険証など）

□開業届か青色決算書か収支内訳書か市内に事業所があることの証明書類（店舗写真、パンフ、ホームページ等）

□令和2年分の確定申告書控え（受領印のあるもの）のコピー。事業開始直後の事業者は別途書類。

〔申請期限〕 6月30日まで

詳しくはさいたま市のホームページでご確認ください

中小法人 最大20万円
個人事業主 最大10万円

経済産業省 月時支援金

給付対象

●緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響を受けて月間売り上げが2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること。※全ての業種が対象となるが、飲食店向けの協力金を申請した事業者は対象外。

給付額 2019年又は2020年の基準月の売上ー2021年の対象月の売上

申請方法

1. 月時支援金WEBサイトで仮登録して申請IDを発番する。
2. ※登録確認機関による事前確認（事業の実態確認）を受ける。
3. 月時支援金WEBサイトで、もしくは予約してサポート会場で申請する。

埼玉県サポート会場：コモディイイダ川口東口店2F 予約☎0120-211-240



※一時支援金を申請した事業者は、事前確認を省略できます。

※登録確認機関は、顧問税理士・融資を受けたことがある金融機関・商工会議所などです。
登録確認機関が見つからない場合には、相談窓口0120-211-240へ相談してください。

登録確認機関で事前確認してもらう際に必要なもの

- ①本人確認書類（法人は履歴事項全部証明書）
- ②2019年分&2020年分の確定申告書（法人は2019年1月から3月まで及び2020年1月から3月までその期間内に含む全ての事業年度分）
- ③2019年1月から2021年対象月までの各月の帳簿書類（売上台帳、請求書、領収書など）
- ④2019年1月以降の事業の取引を記録している通帳
- ⑤宣誓・同意書（月時支援金HPで入手）

QRコード



詳細はホームページを参照 https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html